

●新型コロナウイルス感染症(以下「感染症」)の影響による国民健康保険税減免申請に必要な書類

「国民健康保険税減免申請書」に加えて、次の書類の提出が必要です。なお、書類の提出については、原本ではなくコピーで対応可能です。

1. 主たる生計維持者が感染症により死亡したとき	死亡診断書
2. 主たる生計維持者が感染症により重篤な傷病を負ったとき	病状が分かる書類 医師による診断書、措置入院勧告書、入院期間の分かる領収書
3. 主たる生計維持者が感染症により事業収入等が減少したとき	<ul style="list-style-type: none"> ・収入状況申告書 ・令和3年1月から申請時点までの収入が分かる書類 (事業収入、不動産収入、山林収入の方) 売上台帳、家賃台帳、収支明細書 (給与収入の方) 毎月分の給与明細書、源泉徴収票、勤務先による給与証明書 ・各種給付金の金額が分かる書類 (個人事業主で、国や県などから持続化給付金等の各種給付金を令和2年中及び令和3年中に受け取った方) 給付金の決定通知書、振込口座の通帳 ・令和2年中の収入が分かる書類 (令和3年1月以降に大分市へ転入された方や、税務担当部署へ調査した結果、収入金額が確認できない方) 令和2年分の確定申告書、青色申告決算書または収支内訳表 <p>※大分市で収入金額が確認できる場合は不要です。</p>
4. 主たる生計維持者が感染症により失業や廃業をしたとき	<p>※「3. 主たる生計維持者が感染症により事業収入等が減少したとき」の書類に加えて、次の書類が必要です。</p> <p>(失業した方) 事業主からの退職証明書、解雇通知書、離職票</p> <p>(廃業した方) 税務署へ提出する廃業届出書</p>